

## 犬フンは飼い主が持ち帰りましょう！

犬を大切に育てている人が多くいる一方で、マナーを守れない人がいます。

犬を散歩させる時には、フンを回収するための袋を携帯する等マナーをしっかりと守りましょう

市では、飼い犬のフンの放置の防止等による快適な生活環境を確保することを目的として、白井市まちをきれいにする条例を制定しております。

この条例には「飼い主の責務」として飼い主は飼い犬が排せつしたフンを回収し、適切に処理しなければならないと定めてあり、これに違反し、行政指導に従わなかった場合、**三万円以下の過料に処される場合があります。**

### 白井市まちをきれいにする条例（一部抜粋）

（飼い主の責務）

第7条 飼い主は、飼い犬を移動し、又は運動させるため公共の場所等へ連れ出す場合は、ふんの処理用具を携行するとともに、飼い犬が排せつしたふんを回収し、適切に処理しなければならない。

（投棄等の禁止）

第8条2 飼い主は、公共の場所等に飼い犬のふんを放置してはならない。

（罰則）

第15条 第8条の規定に違反し、第11条の規定による命令を受けてこれに従わなかった者は、3万円以下の過料に処する。

（問合せ先）

白井市役所  
市民環境経済部 環境課 環境保全係  
☎047-401-5409

